

社協会費のお願い

社会福祉協議会の会費にご協力ください

〒津奈木町社会福祉協議会 ☎61-2940

町社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指す民間の福祉団体です。地域福祉活動を進めるため、住民会費制をとっており皆さまからの「会費」が必要です。社協活動や地域福祉活動にご賛同いただき、住民同士の支え合い活動を発展・活性化していくための会費納入にご協力ください。

▶会費はこうに使われています

【例】高齢者支援事業／地域交流事業／障がい者支援事業／ボランティア活動育成事業

▶会費の種類

種 類	対 象	年会費	集金方法
一般会費	世帯主	300 円以上	住民の皆さまからご協力いただいています。
賛助会費	社協役員・職員・公私社会福祉事業従事者・学識経験者・その他個人	1,000 円以上	社協事業にご賛同いただける個人からご協力いただいています。
特別会費	会社・事業所	3,000 円以上	町内の社会福祉施設や企業・団体からご協力いただいています。

地域おこし協力隊通信

ラオスで見つけた
新たな目標

協力隊に着任してもうすぐ2年になる花枝です。活動内容の紹介を沢山したいのですが、今回は昨年12月にお酒造りやさとうきび栽培の視察にラオスに行ったことを話そうと思います。

場所は人口数百人のナースン村という芦北地域が都会に感じるほどの村。ここに世界一になったラム酒の蒸留所「Laodi」という日本人の井上育三さんとラオス人が手掛ける蒸留所があります。新型コロナウイルスの渡航制限などがあり、3年間行けずだった、念願の視察。1回の視察では学びきれない程のさまざまな体験をし、井上さんの熱い話をたくさん聞かせていただきました。そして、残りの任期で津奈木町に小さな蒸留所を開所したいという新たな目標が見つかりました。

ラオスでの研修も終え、帰国準備やPCR検査をして帰国する予定でしたが、まさかのコロナウイルス陽性。ずっと行きたいと

ラオスで見つけた
新たな目標

つなぎ百貨堂と連携した
町産品のブランド化と販路拡大

花枝 俊輔さん

思っていたラオスで新型コロナウイルスに感染するというなんとも言えない視察研修になりました。ことしリリースする私の商品は、津奈木町のパッションフルーツを使用した「ジン」やゴッホやピカソなどを魅了した薬草酒「アブサン」などを予定しています。

今年もいろいろなことにチャレンジしていきたいので応援よろしくをお願いします。



無料法律相談



司法書士による 無料法律相談

〒ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内126)

遺産相続や遺言、多重債務、消費契約トラブルなどのさまざまな相談に司法書士がお答えします。秘密は固く守られます。

▶日時 2月18日(土)
10:00~15:00

▶場所 つなぎ文化センター相談室

▶対象 町内在住者

▶相談時間 1件 20 分程度

▶予約 不要・当日受付順に案内



運転免許証自主返納者支援



運転免許証自主返納者を支援します

〒政策企画課 ☎78-3114 (内222)

運転免許証を自主返納した人につなぎタクシーの回数券を交付します。

▶対象 以下の全てに当てはまる人

・警察署などで免許証返納手続きをしてから、1年以内

・申請時に津奈木町に住民登録がある

▶申請 警察署などで免許証自主返納の手続きのときに発行される「運転免許取消通知書」を持って、政策企画課へお越しください。

※申請は1人1回限り

▶特典 町内便と水保便(岡部病院・水保市立総合医療センター)の回数券(11枚つづり)を1セットを無料交付します。

※つなぎタクシーの利用には事前登録が必要です。詳しくはつなぎタクシー予約センター(☎78-5000)へお問い合わせください。

生活おたすけたい



身の回りの困りごとを手助けします

〒津奈木町社会福祉協議会 ☎61-2940

日常のちょっとした困りごとはありませんか。「生活おたすけたい(津奈木町生活支援ボランティア～有償～)」がお役に立てるかもしれません。希望する人はお問い合わせください。

▶対象 高齢者、障がい者などの支援が必要で、生活機能の低下が認められる人

▶支援内容 日常のごみ出し、資源(リサイクル)ごみ分別、買い物代行、簡単な庭仕事など

▶料金 300 円(ボランティア2人なら 500 円)

利用の流れ

- ①連絡後、社協職員が自宅を訪問。
- ②生活や健康状態をチェック、事業対象を確認。
- ③困りごとや支援内容の確認。
- ④社協から生活おたすけたいへ依頼し、ボランティアを実施。
- ⑤ボランティア終了後、利用料を支払う。

就学援助費制度



就学困難な小中学生対象 就学援助費制度

〒教育委員会学校教育班 ☎78-5400 (内703)

町では、経済的な理由で就学困難と認められる小中学生の保護者に就学援助費制度を設けています。希望する人は、就学している小中学校で申し込んでください。

▶対象 生活保護法の要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる人

▶援助費の種類 学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費など

▶必要なもの 就学援助費支給申請書

